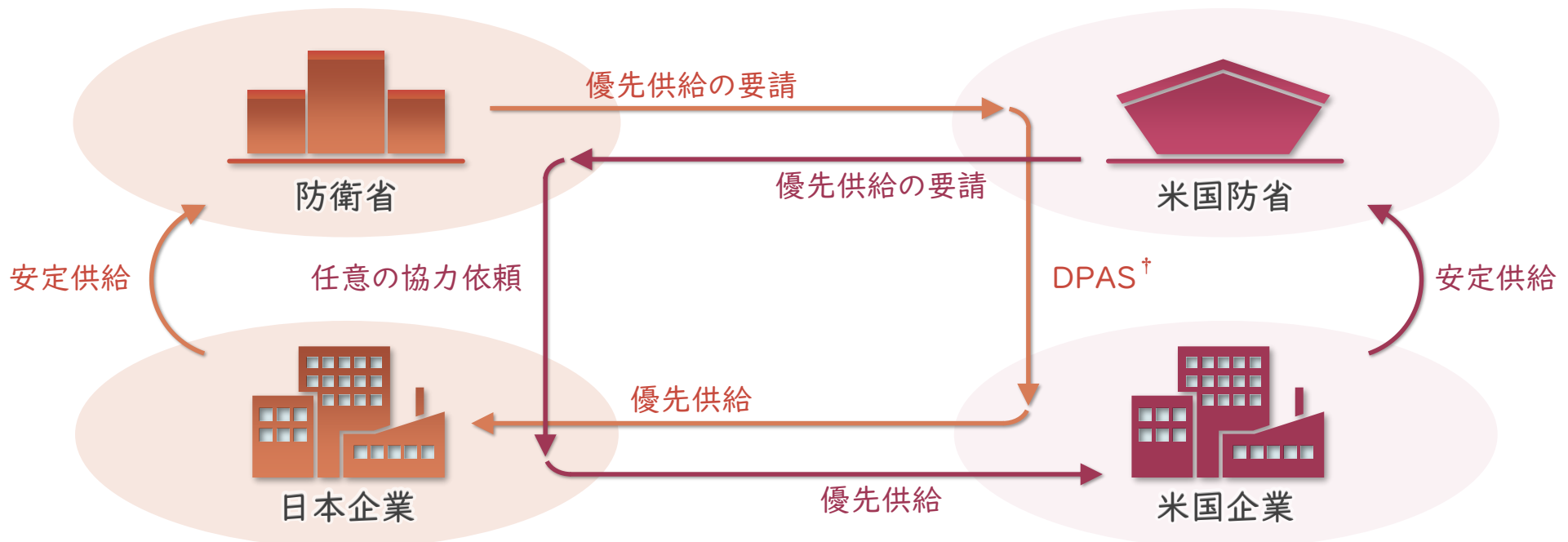


日米間における装備品等の安定供給の相互保障の枠組み

- ▶ 令和5年1月、「防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め（SoSA: Security of Supply Arrangement）」に日米防衛当局間において署名し、装備品等の安定供給を相互に保障する枠組みを設けました。
最終製品のみならず、その部品や役務等も対象
- ▶ 防衛省が必要と判断した場合、要請により、米国企業からDPAS[†]に基づく優先供給を受けられる可能性があり、逆に米国から要請を受けた場合には、納期の前倒しなどについて任意のご協力をお願いすることがあります。
- ▶ SoSAは円滑な契約履行に資する枠組みであり、皆様の積極的なご参加をお待ちしております。
ご関心をお持ちいただけましたら、SoSA担当（sosa_atla@atla.mod.go.jp）まで、お知らせください。



[†] DPAS: 米国の国内法である国防生産法に基づき、米国防省から米国企業に対して、優先供給を義務付ける制度

日米間における装備品等の安定供給の相互保障の枠組み Q&A

Q1 SoSAに参加することのメリットを教えてください。

A1 貴社の製品（自衛隊向け装備品等）に使用されている米国製品が納入遅延を起こしている場合、米国に対してSoSAに基づく要請をすることで、その遅延が解消される可能性があります。
また、SoSA参加企業に関する登録情報は、米国政府と米国の主要防衛関連企業に共有されることとなり、米国において、信頼のおける日本企業として認知され、ビジネスチャンスに繋がる可能性があります。

Q2 SoSAに参加した場合、何をする必要がありますか。

A2 SoSA参加企業がすべきことについては、「行動規範」としてまとめております。
具体的には、米国からの要請を受けた際に、米国企業等向けの納期の前倒しを依頼する場合があります。

Q3 他の顧客との関係で、納期を前倒せない場合はどうしたらいいでしょうか。

A3 あくまでも、可能な範囲での任意の協力をお願いするものです。SoSAに参加することによって、貴社と防衛省との間や、貴社と米国企業との間に、法的な拘束力を新たに生じさせるものではありません。

Q4 米国企業と契約がない場合も参加できますか。

A4 その時点で米国政府や米国企業との契約がない場合にも、参加いただけます。

Q5 納期の前倒しの依頼は、誰から来ますか。

A5 米国からの要請があった際に、防衛省から依頼します。

Q6 SoSAに参加することは義務でしょうか。

A6 義務ではありません。あくまでも、自発的な意思によりご参加いただくものです。

「防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め」（抜粋）

本取決めの前提

- ▶ 日本国防衛省及び米国国防省は、
本取決めが国際法の下での法的拘束力を有することが意図されているものではないことを認識する。

優先的な支援に関する原則

- ▶ 相補的で相互的な両当事者間の優先制度の取決めは、緊急かつ重大な防衛所要を満たすために必要な産業資源を、各当事者が適時に効果的かつ効率的に獲得することを可能とする。

優先的な支援を実施するにあたって両当事者が行うべき活動

- ▶ 米国国防省から要請があった場合、日本国防衛省は、
行動規範に基づく制度を活用して、本枠組みに参加している企業が、米国国防省に対して、
優先的支援を提供するためにできる限りのことを行うよう、最善の努力を払うものとする。
- ▶ 日本国防衛省から要請があった場合、米国国防省は、
米国の元請企業、下請企業及び供給企業との間で締結された防衛契約における優先制度を
利用できるように手配するものとする。優先的履行は米国のDPASに従って行われるものとする。

取決め及び行動規範の本文は、以下のWebサイトでご覧いただけます。

https://www.mod.go.jp/atla/soubiseisaku_sosa.html



〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省市ヶ谷地区 庁舎A棟
防衛省防衛装備庁装備政策部装備政策課 SoSA担当（sosa_atla@atla.mod.go.jp）

